# 社会福祉法人設立認可及び社会福祉法人定款変更認可に係る審査基準並びに標準処理期間を定める要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は，行政手続法（平成５年法律第８８号。）第５条及び同法第６条の規定に基づき，社会福祉法（昭和２６年法律第４５号。以下「法」という。）第３２条の規定による社会福祉法人設立認可及び法第４３条第１項の規定による社会福祉法人定款変更認可に関する審査基準並びに標準処理期間を定めるものとする。

（審査基準）

第２条　審査基準は次の各号のとおりとする。

⑴　社会福祉法人設立認可（法第３２条）　「社会福祉法人の認可について」（平成１２年１２月１日付厚生省大臣官房障害保健福祉部長，社会・援護局長，老人保健福祉局長，児童家庭局長連名通知）及び「社会福祉法人の認可について」（平成１２年１２月１日付厚生省大臣官房障害保健福祉部企画課長，社会・援護局長企画課長，老人保健福祉局計画課長，児童家庭局企画課長連名通知）

⑵　社会福祉法人定款変更認可（法第４３条第１項）　「社会福祉法人の認可について」（平成１２年１２月１日付厚生省大臣官房障害保健福祉部長，社会・援護局長，老人保健福祉局長，児童家庭局長連名通知）及び「社会福祉法人の認可について」（平成１２年１２月１日付厚生省大臣官房障害保健福祉部企画課長，社会・援護局長企画課長，老人保健福祉局計画課長，児童家庭局企画課長連名通知）

（標準処理期間）

第３条　標準処理期間は次の各号のとおりとする。

⑴　社会福祉法人設立認可　　３０日

⑵　社会福祉法人定款変更認可　　２０日

（雑則）

第４条　この要綱の施行に伴い必要な事項については，別に定める。

附　則

この要綱は，平成２６年６月２日から施行する。